

第14回自治基本条例策定検討町民会議記録（第1グループ）

町民会議：三津橋 英実、古屋 寛子、我孫子 洋昌、今井 宏

職員 P：斉藤主査（欠席：堀北主幹）

事務局：長岡主幹、羽場主任

検討事項

総合計画等について（素案 - 第13条）

- ・第1項で「基本構想」、第2項で「実施計画」、第3項で初めて「総合計画」という文言が出てきて違和感があるので、第1項で「計画」とうたってはどうか。
- ・総合計画とは～、というのもあっても良い。
- ・第1項と第2項をまとめても良いのではないか。

第13条 町は、目指すべき将来像を明らかにし、総合的、計画的な町政を運営するため、まちづくりの将来目標などを定めた基本構想と、これを具体化するための実施計画で構成する総合計画を策定します。

奈井江町第18条参考

- ・議会の議決を経て 自治法で定められているので省いても良いのではないか。
- ・基本構想だけではなく、実施計画（神原私案）も議会の議決にすると大変な細かいものになる。
- ・第3項では、総合計画にないものは実施しないという事で良いか。
緊急を要するもの及び第4項で弾力的に対応するため、毎年度見直しを行うという文言があるので良い。
基本的には、計画にないものはやらない。
- ・第4項の公表については、「何故出来なかった」という公表もあっても良い。
- ・第5項の町民参加の部分については、素案の第9条第1号に基づいているという文言を入れてはどうか。
- ・第5項「確保」という文言は、違う文言の方が良い。
- ・第6項「計画を策定する場合は」が主語で、文章的におかしいので、「総合計画との関係を明らかにし、実施にあたっては」を削除した方が良い。

財政運営について（素案 - 第14条）

- ・第4項「財政状況」を「前3項について」に改めてはどうか。
- ・第4項に「財産保有状況」をいれてはどうか。 決算状況等でわかる。
- ・第4項「町民が分かりやすい資料を作成し」と、町民が資料を作るように感じるので「町民が」を省いた方が良い。

第4章 行政の政策活動の原則について

- ・第4章の各条文は、「町政運営」となっているので、「政策活動」を「町政運営」に改めた方が良い。

第15条から第17条及び第8章については、第1グループは議論できなかったが、他のグループは終了しているので、第1グループについては、意見がある場合事務局に連絡することにした。

第14回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生

職員 P～武田主幹（欠席～今井主査、高橋主査）

事務局～田村主査、蓑島主事

【第13条 総合計画等】

- ・将来像の段階から町民参加があった方が良い。
- ・具体的な計画が重要であり、ここでは総合計画の最上位性を位置づけられれば良いと思う。
- ・（第4項）見直しを行い公表していくことが重要、その辺りを強調した表現が良い。
- ・（第5項）総合計画への町民参加は、「第9条町民参加の推進」で規定されているので、ここで項目を設ける必要はあるのか？

【第14条 財政運営】

- ・（1項2行目）「最小の経費で最大の効果を上げる健全な」の表現は削除してよい、財政運営は総合計画の方針のもとに運営できると思う。
- ・（2項）第16条で明記されていることであるので、削除

【第15条 法務体制】

- ・（2項1行目後半）「自主的」とはどういうことか？検討が必要。
- ・（3項）条例制定権を活用することが目的ではなく、地域の特色を生かした政策を実行するのが目的。よって、「町は、条例制定権を積極的に活用し、地域の特色を生かした政策を実行します。」の表現の方が相応しいと思うが、この表現では「第15条法務体制」に馴染まないとも考えられるので検討が必要。

【第16条 行政評価】

- ・手法を高め、よりよい行政評価にしていくという表現があっても良い。
- ・（第1項2行目中）「総合計画、事務事業、予算編成等」の表現は適当か？、検討必要。

【第17条 行政改革】

- ・行政改革についても結果公表があっても良い。

第14回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

町民会議：濱下伸一郎、押田志穂、西村和樹

職員 P：栗原主査、市田主査（欠席：大野主任）

事務局：総務課長、木原主査

「第13条 総合計画等」

- ・総合計画は、最上位の計画というのは分かるが、今回の後期計画の見直しは素案を示して終わりという感じだった。今後は住民参加の時間を十分にとって、議論して欲しい。
- ・今までの総合計画は作って終わりになっていた。計画に載っていない事業もやってきた。これからは、計画に載っていない事業はやらないということ。載ってなくても、やらなくてはいけない事業は、毎年ローリングをして見直しをしていくので、その時に載せたり、評価で廃止になった事業は落としていく。

「第14条 財政運営」

- ・第2項で「行政評価」とあるので、第14条の前に「行政評価」の条を入れた方が、並びとして分かりやすいのではないのか。
- ・町の厳しい状況を町民が把握するためにも、公表して理解してもらうことが必要。

「第15条 法務体制」

- ・第3項の「条例制定権」というのはどういう意味が分かりにくい。町が有するのは立法権であり、それを議会で議決して、制定となる。もう少し違う言葉にした方がいいのでは。

「第16条 行政評価」

- ・今までは、住民がそう思っているだろうと、行政側の自己満足だった。
- ・やってきたことを点検しないで、やったらやりっぱなし。
- ・これからは、評価してやる、やめるを決める。そして、決算-評価-総合計画-予算と連動するシステムが必要。

「第17条 行政改革」

- ・結果を公表する条文が必要ではないのか。

「第8章 連携・協力」

- ・「様々な人々との連携・協力」というこの条文がないと、町民以外で下川に興味のある人は下川と関われない。まちづくりは町民だけではなく、多くの町外の人との協力を得ないと厳しい。町民との定義の関係もあるが、ここは必要。

自治基本条例検討素案

第4章 行政の政策活動の原則

(総合計画等)

第13条 町は、目指すべき将来像を明らかにし、総合的、計画的な町政を運営するため、議会の議決を経て基本構想を策定します。

2 町は、前項に規定する基本構想の実現を図るため、基本計画を定めるとともに、具体的な事業を明らかにする実施計画を策定します。

3 町は、総合計画を町の最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

4 町は、第2項に規定する実施計画は、社会情勢の変化に弾力的に対応するため、毎年度見直しを行うとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

5 町は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、町民の意向を反映するため、町民参加の機会を確保します。

6 町は、特定分野別の基本的な計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、実施にあたっては総合計画と整合性を図りながら進めます。

(財政運営)

第14条 町は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、最少の経費で最大の効果を上げる健全な財政運営を行います。

2 町は、行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 町は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 町は、財政状況を明らかにするため、町民が分かりやすい資料を作成し、公表します。

(法務体制)

第15条 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する行政の体制を充実します。

2 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究に努めるとともに、自主的かつ適正な解釈に努めます。

3 町は、地域の特色を生かした政策を実行するため、条例制定権を積極的に活用します。

(行政評価)

第 16 条 町は、効率的で効果的な町政運営を行うため、施策等の成果及び達成度を客観的に評価し、総合計画、事務事業、予算編成等に反映させます。

2 町は、行政評価の実施にあたっては、町民の意向を反映するため、行政評価町民委員会を設置し、町民参加の機会を確保します。

3 町は、行政評価の結果を町民に分かりやすく公表します。

(行政改革)

第 17 条 町は、時代の状況に的確に対応し、効率的な町政運営のあり方を不断に見直すため、行政改革を積極的に進めます。

2 町は、行政改革の推進にあたっては、行政改革大綱を策定します。

3 前項の実施にあたっては、町民の意向を反映するため、行政改革推進委員会を設置します。

自治基本条例検討素案

第8章 連携・協力

(他の市町村との連携・協力)

第 条 町は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村との連携、協力を進めます。

(国・北海道との連携・協力)

第 条 町は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にし、かつ、相互に連携、協力し、町政の運営にあたります。

(様々な人々との連携・協力)

第 条 町民、議会、町は、様々な活動や交流を通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活かすように努めます。